

仕様書

- 1 事業名 県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（旭地区）
- 2 件名 羽中田遺跡発掘調査に係る空中写真撮影及びオルソ画像作成業務委託
- 3 目的 羽中田遺跡発掘調査の記録保存のため
- 4 履行場所 韮崎市旭町地内（羽中田遺跡）
- 5 履行期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
- 6 積算価格 円（税込）

7 内 容

項目	規格等	数量	単位	単価（円）	金額（円）
計画準備		1	式		
空中写真撮影	図化景観撮影	2	回		
	ポール撮影	2	回		
	標定点測量	100	点		
	現地補測	2,750	m ²		
	写真処理	4	回		
オルソ画像作成	デジタル厳密オルソ	70	枚		
諸経費		1	式		
小 計					
消費税					
合 計					

- 8 そ の 他
 - （1）受託者は、実施にあたり担当者と詳細な打ち合わせを行うこと。
 - （2）受託者は、文化財保護法、測量法、公共測量作業規程等の関係法令を遵守すると共に、本仕様書に基づいて誠実に業務を履行しなければならない。また、当該作業地域が貴重な埋蔵文化財の包蔵地であることを認識し、現地作業の実施方法や成果品の規格について、事前に担当者と協議すること。
 - （3）業務完了後、担当課へ完了報告書等を提出し、検収を受けた後、委託者に請求書を提出し、契約金額を請求するものとする。
 - （4）作業全般にわたり、危険が生じないように関係法令に基づく安全管理を十分に行うこと。
 - （5）本件に関し、仕様書に定めなき事項について疑義が生じた場合には、担当者と協議のうえ決定する。

- 9 担 当 課 韮崎市教育課 文化財担当（韮崎市水神 1-3-1 電話 0551-45-7256）

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、蕪崎市教育委員会が委託する「羽中田遺跡発掘調査に係る空中写真撮影及びオルソ画像作成業務」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 目的

本業務は、羽中田遺跡発掘調査の実施に伴い、必要な精度を確保することと共に当該埋蔵文化財を正確に把握し、記録保存をすることで保存活用可能な資料とすることを目的とする。

第3条 法令等の遵守

- (1) 本業務の実施にあたり蕪崎市教育委員会（以下「甲」）の指示に基づいて、受託者（以下「乙」）は、誠実に実施しなければならない。
- (2) 乙は、文化財保護法、測量法等の諸法令を遵守し、関係官公署に対する手続きを漏れなく行うものとする。
- (3) 本業務の実施にあたって、本特記仕様書に明記なき事項等については、公共測量作業規程及び山梨県測量作業共通仕様書によるものとする。

第4条 作業計画

- (1) 乙は、本業務の当該作業地域が貴重な埋蔵文化財の包蔵地であることを認識し、現地作業の実施方法及び工程は事前に甲と十分協議のうえ、承認を受けなければならない。
- (2) 乙は、委託業務の作業における進捗状況を、随時甲に対し報告しなければならない。

第5条 手続き等及び留意事項

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、安全管理を徹底し、作業上の事故防止や、調査地点の周辺住民や交通機関、建物等に対する損害および事故の防止に努めなければならない。
- (2) 本業務履行中に、万一第三者に対し事故等生じた場合には、速やかに甲に対して報告するものとし、乙の責任において解決するものとする。

- (3) 乙は、作業中に知り得た機密事項について、他に漏らしてはならない。また、委託業務において生じる全ての成果品について、甲の許可なく他に公表や貸与又は使用してはならない。
- (4) 乙は、遺跡調査及び考古学上必要と思われる事項については、特に留意して成果品の向上に努めるものとする。
- (5) 乙は本業務の測量業務に携わる業務遂行者として、発掘調査における測量業務に精通し、知識・技術及び経験を有する人員を充てるものとし、その経歴及び実績については書面提出する。

第6条 その他

本特記仕様書に明記なき事項又は疑義が生じた事項については、甲と乙が協議してこれを解決するものとする。

第2章 作業概要

第7条 対象範囲及び作業内容

本業務の対象範囲及び作業内容については以下のとおりとする。

- (1) 対象地区：菰崎市旭町地内（羽中田遺跡）
- (2) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日
- (3) 作業内容

項目	規格等	数量	単位	備考
計画準備		1	式	
空中写真撮影	図化景観撮影	2	回	
	ポール撮影	2	回	
	標定点測量	100	点	
	現地補測	2,750	m ²	
	写真処理	4	回	
オルソ画像作成		1	式	

第3章 空中写真撮影・写真処理

第8条 機材

- (1) フルサイズ以上の撮像素子を搭載したデジタル一眼カメラを使用する。
- (2) 図化用撮影に使用するレンズは18mm以上の単焦点レンズを原則として使用する。景観用撮影の場合はこの限りでないが、甲が指定した撮影対象・範囲に適した性能のレンズを使用する。
- (3) 図化用撮影に使用するカメラは、独立したカメラキャリブレーションを行ったものを使用する。
- (4) 撮影画像の記録形式は1800万画素以上のRAW画像（非圧縮形式）で記録する。

第9条 空中写真撮影

- (1) 空中写真撮影はRCヘリまたはマルチコプター及び空撮用ポールを架台として上記のカメラを使用する。
- (2) 空中写真撮影の日時は、発掘調査の進捗にあわせて、甲と協議のうえ決定するものとする。気象条件により撮影不可能な場合は、翌日または協議の上、順延する。
- (3) 斜め写真及び垂直写真撮影は、発掘調査区、周辺景観等を撮影対象とする。
- (4) 1/100 図化用の撮影は、RCヘリ等による垂直撮影で行い、撮影縮尺は1/600～1/800程度を基準とするが、遺構の形状及び内容を考慮し、図化に支障がない精度で撮影する。
- (5) 1/40 及び 1/20 図化用の撮影は、空撮用ポール等による垂直撮影で行い、撮影縮尺は1/200～1/500程度を基準とするが、遺構及び遺物の内容を考慮し、図化に支障がない精度で撮影する。

第10条 標定点測量

- (1) 現地において図化作業の基本となる標定点測量を実施する。
- (2) 標定点は撮影コースを考慮して設置し、1モデルにつき4～6点を基本とする。
- (3) 標定点には既設基準点を使用して公共座標の取り付けを行う。
- (4) 対空標識は、図化作業に支障がないように、設置場所、大きさ、形状等を選定し、写真上に明瞭に写るように設置する。
- (5) 上記以外にも甲が指定する箇所にも対空標識を設置する。

- (6) 標定図、標定点成果表等、標定点測量においても成果簿を作成する。

第 11 条 現地補測

- (1) 図化作業において生じる疑問事項及び重要な表現事項については甲に確認し必要に応じて補測を行う。
- (2) 図化困難な部分（オーバーハング・トンネル状等）は近接写真測量や、TS、巻尺等により補測を行う。
- (3) 深い土坑等の遺構の下端数値（標高）を必要に応じて現地で補測し、確認する。
- (4) 発掘調査終了後は、現地の確認、補測及び再撮影することができない為、不備のないように補測を行う。

第 12 条 写真処理

- (1) 撮影完了後、現地にて直ちに確認作業を行い、その適否について速やかに甲に報告しなければならない。再撮影が必要な場合は報告後、速やかに行うものとする。
- (2) 景観用写真の RAW 現像処理では、忠実な色再現、露光量に近くなるように適宜調整し、JPEG 形式に変換出力する。
- (3) 図化用写真の現像処理では、遺構部分が明瞭に確認できるように、露光量、コントラスト等を調整し、日陰部分も図化に支障が無いように適切に補正する。

第 4 章 オルソ画像作成

第 13 条 画像解析

図化用空中写真撮影にて取得した画像の解析に当たっては下記の機能を有するソフトウェアを使用する。

- (1) 座標系の回転及び移動が可能であること。
- (2) 要データの削除が可能であること。
- (3) 任意箇所の断面を取り出し作図可能であること。
- (4) 点群データを間引いて表示が可能であること。
- (5) 3次元モデルデータから座標定義された、オルソ（正射投影）画像作成が可能なこと。

第14条 オルソ画像

- (1) 作成した3次元モデルデータを基に、画像解析ソフトを使用して、オルソ画像を作成する。
- (2) オルソ(正射投影)画像作成の際には3次元モデルデータ面に、図化用撮影における画像重複箇所の色調を平均化した、画像データの貼付け処理を行うものとする。
- (3) オルソ画像は GeoTiff ファイル形式、又は公共座標値を明記した JPG 形式で保存する。

第5章 検 査

第15条 検 査

- (1) 本業務の各工程が終了する毎及び全行程が終了した後、履行期間内に甲による検査を受け、不備のある場合には乙は直ちに校正を行い、再度検査を受けるものとする。なお、校正回数に制限は設けない。
- (2) 完了検査合格後であっても、乙に起因する不備、欠陥等が認められた場合は、乙の責任においてこれを校正しなければならない。

第6章 納入成果品

第16条 成果品

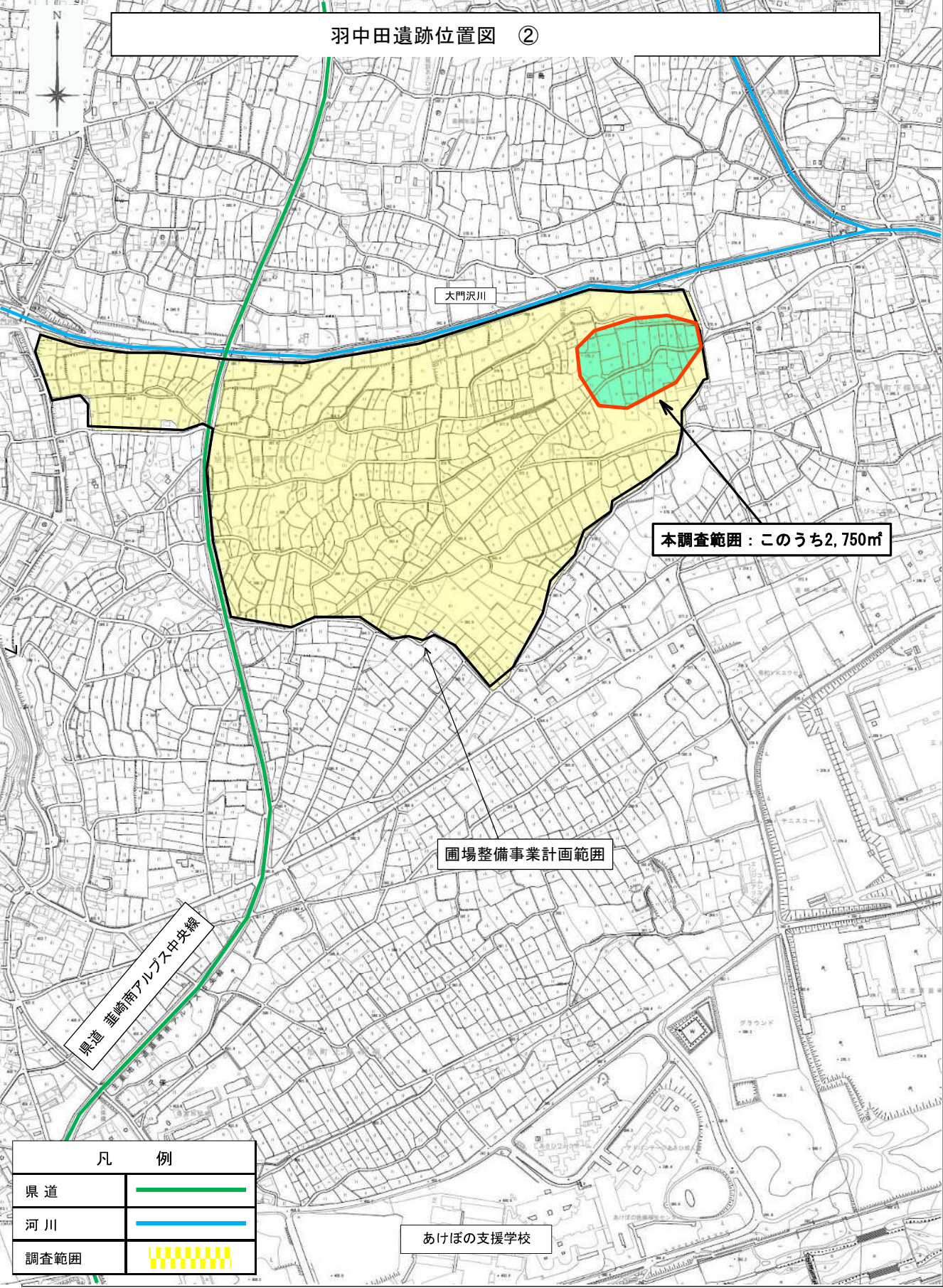
納入成果品は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 測量成果簿
- (2) 空中写真撮影成果簿
- (3) オルソ画像
- (4) 各デジタルデータ
- (5) 諸資料

羽中田遺跡位置図 ①



羽中田遺跡位置図 ②



③

